

～食品衛生情報～No.87

令和3年6月1日号

- 目次 ○ 東京都内の食中毒発生状況（令和3年5月31日現在）…………… 1
- 食品の営業許可申請等の手続きがオンラインでも可能になります！…2
- 食品衛生法が改正されました！……………3
- 飲食店での新型コロナウイルス感染防止対策について……………4



東京都内の食中毒発生状況（令和3年5月31日現在）

令和3年5月31日現在（速報値）の令和3年の東京都内の食中毒発生状況は、事件数32件、患者数215名でした。（昨年同期は、事件数49件、患者数460名でした。）

多かった病因物質は1位：アニサキス：18件（患者数18名）、2位：ノロウイルス：5件（患者数46名）、3位：カンピロバクター：4件（患者数12名）となりました。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
件数	4	7	16	4	1								32
患者数	5	154	41	9	6								215

《最近発生した都内の食中毒事例》

弁当製造工場による食中毒事例



令和3年3月、都内の弁当製造工場で製造した弁当が原因で、21名（4月9日現在）がおう吐、吐き気、腹痛、下痢等の食中毒症状を呈しました。保健所が調査した結果、弁当残品や調理従事者の手指、調理場内、患者検便等から黄色ブドウ球菌が検出されたため、**黄色ブドウ球菌**による食中毒と断定されました。当該施設は3日間の営業停止処分となりました。

黄色ブドウ球菌とは??

黄色ブドウ球菌は、人や動物の傷口をはじめ、手指・鼻・のど・耳・皮膚等に広く生息しています。黄色ブドウ球菌による食中毒のほとんどは、調理する人の手を介して食品（おにぎり、弁当、サンドイッチ等）が菌に汚染され、この菌が増殖する時に産生するエンテロトキシンという毒素を食品と一緒に食べることにより、人に危害を及ぼします。この毒素は加熱しても分解されません。潜伏期間は30分から6時間（平均約3時間）という比較的短時間で、おう吐、吐き気、腹痛、下痢等の症状を呈します。

★予防のポイント

①手指に切り傷や化膿薬のある人は、食品に直接触れたり、調理したりしない



②手指の洗浄・消毒を徹底する



③食品は10℃以下で保存し、菌が増えるのを防ぐ



④調理する際は、マスク、帽子を着用する



食品の営業許可申請等の手続きが、 オンラインでも可能になります！



厚生労働省が構築した「食品衛生申請等システム」の運用が開始されました。これにより、今まで営業施設を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可申請や届出等が、順次、インターネットを通じてできるようになります。（営業許可申請：令和3年6月1日～、営業届出：令和3年2月15日～）

これまで通り、保健所窓口での申請、届出手続きも引き続き行うことは可能ですので、ご自身にあった方法をお選びください。

★手続きにおける注意点

- ① 営業許可申請手数料はこれまで通り保健所窓口での納付が必要です。
- ② 申請前に必ず保健所へ事前の相談をお願いいたします。取り扱う食品や営業形態によって取得が必要な「営業許可」または「営業届出」の種類、また「営業許可」にあたっては、施設の設備基準を満たしているか確認いたします。
- ③ 営業許可については、保健所の実地調査で施設基準を満たしていることを確認した後に営業可能となります。

★食品衛生申請等システム（厚生労働省）

食品等事業者向けページ（<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>）

※ログインには、Gビジネス ID 又はログイン ID の作成が必要です。

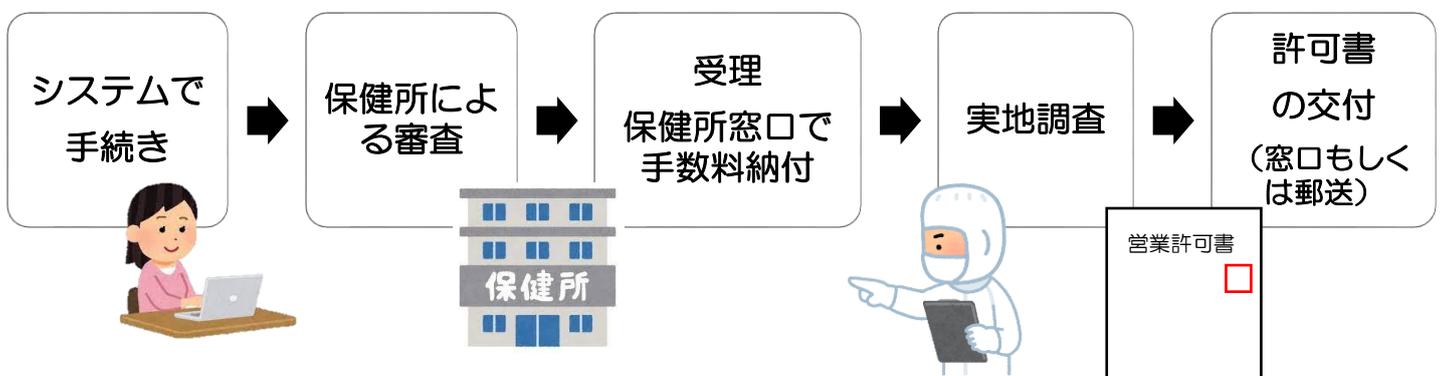
※本区が運営するサイトではないため、個人情報の取扱いはシステムの利用規約やプライバシーポリシーの適用を受けます。操作方法等を含めたシステムへの質問は、システムのヘルプデスクにお願いします。

ヘルプデスク：電話 080-4953-0566（代表）

メール TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp



★食品衛生申請等システム利用時の流れ（営業許可申請の場合）



※営業届出の場合、上記の流れのうち手数料納付、実地調査は不要であり、保健所に受理された時点で手続きは完了です。

★食品衛生申請等システムで行えること

主な営業手続きの種類

- ① 営業許可申請（令和3年6月1日～）
 - ② 営業届出（令和3年2月15日～）
 - ③ 食品等自主回収情報の事案登録・取り下げ（令和3年6月1日～）
- その他の手続きに関しては、運用を開始次第お知らせいたします。

★手続き時の添付書類

食品衛生申請等システムでは、ファイル（画像、書類）を添付することができます。
営業許可申請・営業届出においては、次の書類データを添付いただきますようお願いいたします。

	営業許可	営業届出
①施設の構造及び設備を示す図面	必要	不要
②食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）	必要	必要
③水質検査成績書 （小規模貯水槽、井戸水使用の場合） （法人の場合） 営業許可申請書・営業届出書に法人番号を記載しない場合は登記事項証明書（写し可）を添付してください	必要	不要

食品衛生法が改正されました！

食品衛生法の改正により、新たな制度が令和3年6月1日から始まります。食中毒のリスクや過去の食中毒発生状況等を踏まえて**営業許可・届出制度**が見直され、これにより、許可業種が変更となる施設や新たに手続きを要する施設が出てきます。また、原則すべての食品関係事業者には**HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務となりました。**

新たな制度やHACCPの手引書については下記ホームページをご覧ください。江戸川保健所生活衛生課 食品衛生担当（TEL：3658-3177 内線 34～40）までお問い合わせください。

法改正について詳しい情報はこちら

食品衛生法改正全般について

東京都食品衛生の窓
https://www.fukushi.hoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kaisei_index.html



新しい営業許可・届出制度について

東京都食品衛生の窓
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kaisei/kyok_a_todokede.html



HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書

厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html



★ご注意ください！！

「HACCPの巡回指導をしている」という、保健所からの電話と思わせるような連絡が店舗に入っているとの情報があります。その際に使用中の冷蔵庫のメーカー名を聞かれたりしたとのこと。保健所では、HACCPの指導で冷蔵庫のメーカー名は聞きません。不審な点がありましたら、保健所へお問い合わせください。

飲食店での新型コロナウイルス感染防止対策について

◆ガイドラインの徹底、ステッカー掲示にご協力ください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、飲食店を営業していくために、「感染防止徹底宣言ステッカー」、「コロナ対策リーダー」も活用し、感染防止対策を徹底しましょう。



【問い合わせ先】

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL：03-5388-0567

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

◆オンライン講習会について

保健所ではお店で取り組むべき感染防止対策について動画で配信しています。

従業員向けの感染対策についても動画で説明しておりますので、ぜひご覧ください。

<https://youtu.be/AnmTff-w3e4>



～食品ロス削減のためにご協力をお願いします～

本区は、食品ロス削減に向けた取組を一層推進するため、「江戸川区食品ロス削減推進計画」を策定しました。この計画はSDGsの理念に則り、区や区民、関係団体・事業者らが連携して、2030年度までに区内の食品ロス量を2010年度比で半減することを目標に掲げています。食品ロスの削減には食品関連事業者のみなさまのご協力が不可欠です。ぜひこの機会に「たべきり推進店」にご登録をお願いします。詳しくはお気軽にお問い合わせください。

(問い合わせ) 5662-1689 江戸川区環境部清掃課ごみ減量係



江戸川区 たべきり推進店

検索

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs」とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の目標です。貧困、教育、環境、産業など17の目標と169のターゲットから構成され、すべての人が「自分ごと」として取り組むことで、住みよい社会が実現します。江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。

食品衛生協会に未加入のお店に、組合加入を勧めましょう！

江戸川区食品衛生協会についての最新情報を知りたい方は、ホームページをご覧ください。

江戸川区食品衛生協会

検索

食品衛生協会に関する問い合わせ

江戸川区食品衛生協会（銀座総合事務所）03-3542-0161